

第5章 原子力災害中長期対策

- 1 節 基本方針
- 2 節 復旧・復興対応
- 3 節 被災者等の生活再建等の支援
- 4 節 産業等への支援
- 5 節 心身の健康相談体制の整備

1 節 基本方針

本章は、緊急的な避難等が完了した段階、あるいは原災法第 15 条第 4 項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

2 節 復旧・復興対応

1 方針

市は、緊急的な避難等が完了した段階、あるいは内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施するものとする。

2 復旧・復興対策の実施

(1) 避難区域等の設定

市は、国及び県と協議のうえ、状況に応じて避難区域を見直し、原子力災害事後対策を実施すべき区域を設定するものとする。

(2) 放射性物質による環境汚染への対処

市は、国、県、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行うものとする。

(3) 各種制限措置の解除

市は、県と連携を図り、環境放射線モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言等を踏まえ、原子力災害応急対策として実施された、立ち入り制限、交通規制、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置の解除を行うものとする。また、解除実施状況を確認するものとする。

(4) 災害地域住民に係る記録等の作成

市は、緊急時応急対応を実施する段階より、継続的に災害地域住民に係る記録を作成するものとする。

①災害地域住民の記録

避難及び屋内退避の措置をとった住民等が、災害時に当該地域に所在した旨を証明し、また、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録するものとする。

②災害対策措置状況の記録

被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録しておくものとする。

3 節 被災者等の生活再建等の支援

(1) 生活資金等の支援の仕組み構築

市は、国及び県と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努めるものとする。

(2) 相談窓口体制の整備

市は、国及び県と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。

(3) 災害復興基金等による支援制度の整備

市は、県と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討するものとする。

(4) 復興計画の策定

市は、復旧・復興対策の長期化が想定される場合には、福島第一原子力発電所事故や中越大震災の教訓等を踏まえ、長期的な視点に基づいた復興計画を策定するものとする。

4 節 産業等への支援

(1) 風評被害等の影響の軽減

市は、国及び県と連携し、原子力災害による風評被害等の影響を軽減するために、農林漁業、地場産業の産品等の適切な流通等が確保されるよう、科学的根拠に基づく広報活動を行うものとする。

(2) 被災中小企業等に対する支援

市は、国及び県と連携し、必要に応じ設備復旧資金、運転資金の貸付を行うものとする。また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置するものとする。

5 節 心身の健康相談体制の整備

市は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国及び県とともに、居住者等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し実施するものとする。

見 附 市 地 域 防 災 計 画 (原 子 力 災 害 対 策 編)

編集発行

見附市防災会議

見附市企画調整課

新潟県見附市昭和町2丁目1番1号

電話 0258-62-1700 (代表)

FAX 0258-63-1006
